

資料 2

日 薬 業 発 第 457 号
令 和 8 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会会長 殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 岩 月 進
(会長印省略)

令和 8 年度診療報酬改定に関する通知の発出について

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 8 年度診療報酬（調剤報酬）改定に係る答申が行われたことにつきましては、令和 8 年 2 月 13 日付け日薬業発第 436 号にてお知らせしたところですが、これに関する省令・告示が令和 8 年 3 月 5 日付けで公布され、厚生労働省保険局より関係通知（算定上の留意事項など）が下記のとおり発出されました。

今回の一部改正につきましては、令和 8 年 6 月 1 日より適用となります。また、これらにつきましては、厚生労働省ホームページからも入手できますので、貴会会員にご周知下さるようお願い申し上げます。

なお、厚生労働省ホームページにおいて、令和 8 年度診療報酬改定説明動画も公開されておりますことを申し添えます。

記

1. 関係通知（いずれも令和 8 年 3 月 5 日付け）

- ①診療報酬の算定方法の一部を改正する件（厚生労働省告示第 69 号）＜抄＞
＜保険局長通知＞
- ②令和 8 年度診療報酬改定について（保発 0305 第 17 号）
- ③医療費の内容の分かる領収証及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の交付について（保発 0305 第 18 号）＜抄＞
＜保険局医療課長通知＞
- ④診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（保医発 0305 第 6 号）＜抄＞
- ⑤基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて



- (保医発 0305 第 7 号) <抄>
- ⑥特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて
(保医発 0305 第 8 号) <抄>
 - ⑦保険医療機関及び保険医療養担当規則等の一部改正に伴う実施上の留意事項について (保医発 0305 第 5 号)
 - ⑧使用薬剤の薬価(薬価基準)の一部改正等について (保医発 0305 第 10 号)
 - ⑨保険医の使用医薬品(揭示事項等告示第 6 関係)及び保険薬剤師の使用医薬品(揭示事項等告示第 14 関係)に係る留意事項について (保医発 0305 第 11 号)
 - ⑩「新指標の割合の算出に当たって対象となる後発医薬品」等について (保医発 0305 第 12 号)
 - ⑪「診療報酬における加算等の算定対象等となるバイオ後続品」について (保医発 0305 第 13 号)
 - ⑫特定保険医療材料の材料価格算定に関する留意事項について (保医発 0305 第 1 号) <抄>
 - ⑬特定保険医療材料の定義について (保医発 0305 第 4 号) <抄>

2. 厚生労働省ホームページ

「令和 8 年度診療報酬改定について」

厚生労働省トップページ > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 医療保険 > 令和 8 年度診療報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_67729.html

以上

定例記者会見の資料としては、
「1. 関係通知」の①～⑬は略